

申告の準備はお早めに!

年末が近づいてくると、申告に必要な書類(控除証明書)等が送られてきますので、大切に保管しましょう。また、申告に関する説明会や相談会、国税庁のホームページを活用するなど申告に向けて早めに準備することが肝心です。



説明会・相談会

■年末調整等説明会

給与の支払者(源泉徴収義務者)の方々を対象に、年末調整の説明会を開催します。年末調整は、給与以外に所得がない方にとって、確定申告に代わる重要な手続きです。

今回は、マイナンバー制度の導入に伴い、年末調整等関係書類の変更箇所についての説明も行いますので、ぜひ活用ください。

と き●11月19日(木)

【用紙配布】午後1時～1時30分 【説明会】午後1時30分～4時

ところ●香取市佐原文化会館

※都合がつかない方は、11月20日(金)午後1時30分～4時

香取市小見川市民センター「いぶぎ館」でも開催しています。



■千葉県税理士会佐原支部による『税の無料相談会』

と き●11月11日(水)・12日(木) 午前10時～午後3時

ところ●ショッピングモールサワラシティ1階 特設会場(香取市佐原ホ 1236-1)

お問合せ●佐原税務署 ☎0478-54-1331

税に関する情報は国税庁ホームページでも確認できます <http://www.nta.go.jp/>

年末調整や確定申告に必要な書類

大切に保管してください。

■『国民年金保険料控除証明書』

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町県民税などの社会保険料控除の対象となりますが、1年間に納付(納付見込みを含む)した保険料を証明する書類の添付が必要となります。11月上旬に日本年金機構から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(ハガキ)が送付されます。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎76-5405

●佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

■『源泉徴収票』

給与や年金は支払われる金額等によっては所得税が給与等から天引きされることがあります。12月から翌年1月頃にかけて1年間に支払われた給与や年金額、源泉所得税額が記載された書類が勤務先や年金機構から送付されます。

全国一斉の緊急情報伝達訓練を行います

地震や津波、武力攻撃などの緊急情報を、国から瞬時に伝達するシステムの訓練です。

と き●平成27年11月25日(水)

午前11時頃「これはテストです」と防災無線で放送します。

※実際に災害等が迫っている場合は、訓練を中止することがあります。

お問合せ●総務課交通防災係 ☎76-2611

「これは
テストです」



「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の案の縦覧のお知らせ

この方針は、千葉県が都市計画区域(多古町は全域)ごとに定めるもので、将来人口の見通しや高齢化の進展など社会情勢の変化を踏まえ、将来の都市の姿を見据えて都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針を示すものです。

【案の縦覧】

縦覧場所●多古町役場都市計画課および千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

縦覧期間●11月13日(金)～27日(金) 午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く



【意見書の提出】

本案について、意見のある方は、意見と住所、氏名等を記載した書面(意見書)を、知事あてに提出してください。なお、意見書を提出できる方は、多古町内に住所のある方(法人を含む)、利害関係のある方です。

提出先●多古町役場都市計画課まで持参または郵送してください。

なお、意見書の様式は、縦覧場所で配布しています。

提出期間●11月13日(金)～27日(金)

※郵送の場合は、提出期間内の消印有効

意見書の取り扱い

提出された意見につきましては、その要旨を審議の判断資料の1つとして、千葉県都市計画審議会に提出します。

お問合せ●多古町役場都市計画課都市計画係 ☎76-5408

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課 ☎043-223-3376

飼い主は最後まで責任を持って ～モラルが問われています～

最近、動物に関する苦情が増えています。主なものを挙げると

- 家の敷地に子猫が産み落とされた
- 庭にふん尿をされて困る
- 犬や猫が庭に入ってきて困る
- 鳴き声がうるさい など



※千葉県全体では猫に関する苦情だけでも年間8,000件を超えます。(平成26年度県調べ)

動物愛護センターに収容された犬や猫は、その多くが殺処分されています。飼い主や、これから動物を飼おうと考えている方はこの現実をしっかりと認識し、動物がその命を終えるまで「しつけ」や「適切な繁殖制限(不妊去勢手術)措置」など他人の迷惑にならないように責任を持って飼いましょう。

また、いかなる理由でも愛護動物を「みだりに殺傷すること」「虐待すること」「遺棄すること」は法律違反行為(罰則適用あり)です。絶対にやめましょう。

もし、自分の家の敷地に子猫・子犬が捨てられていたら…。

どうしても飼えなくなったら…。

まずは、香取健康福祉センター(保健所)または動物愛護センターへご相談ください。

お問合せ●香取健康福祉センター ☎0478-52-9161

千葉県動物愛護センター ☎0476-93-5711



千葉県における殺処分の状況(平成26年度)	
犬	589頭
猫	2,291匹